



第96回

民法改正 (6)

今回の民法改正で新設された「定型約款」に関する規律について説明します。

定型約款に関する規律新設の趣旨

現代社会においては、鉄道、バス、航空機などの運送約款、ホテルや旅館での宿泊約款、各種の保険約款、銀行取引約款など、市民生活における多くの取引で約款が利用されています。約款は、同種・大量の取引を合理的・効率的に処理する上で重要な意義を有していますが、現行民法には、約款に関する規律はありません。

また、取引に際して、取引の相手方が約款の内容を知る機会が十分とは言えず、取引の相手方の利益が害される場合があるという問題も指摘されています。

このような状況を受けて、約款に関する問題点に対処し、かつ、約款を利用した取引の安定性確保の観点から、定型約款に関する規律が新設されることになりました。

定型取引とは

定型約款とは何かについて説明する前に、「定型取引」について説明します。

定型取引とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいいます。

典型的には、①多数の人々にとって生活上有用性のある財やサービスが平等な基準で提供される場合、②提供される財やサービスの性質から、多数の相手方に対して同一の内容で契約を締結することがビジネスモデルとして要請される場合など、一方当事者において契約内容を定めることの合理性が一般的に認められている取引が、定型取引に該当するとされています。

具体例としては、前記の運送

や宿泊などの取引のほか、物品運送取引、電気供給取引や、インターネット上での物品売買取引などが挙げられます。

定型約款とは

定型約款とは、そのような定型取引において、契約の内容及びその目的として、その特定の者により準備された条項の総体をいいます。

定型約款のみなし合意

定型取引を行うことについての合意(定型取引合意)をした者は、①定型約款を契約の内容及びその旨の合意をしたとき、②定型約款を準備した者(定型約款準備者)があらかじめその定型約款を契約の内容及びその旨を相手方に表示していたときには、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされます。

この結果として、定型約款の個別の条項について、具体的な内容を認識していなくても、個別の条項について合意したものとされることとなります。但し、これには例外があり、

定型約款の個別の条項のうち、相手方の権利を制限したり、相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様・実情や、取引上の社会通念に照らして、民法で定める信義誠実の原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなされます。これは、定型約款の中の不当条項や不意打ち条項を排除する趣旨です。

次回も定型約款に関する規律について説明します。



田中伸山
山下江法律事務所
副代表・
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所
広島本部・呉・東広島・福山・岩国支部
山下江 検索

- ☑ 契約書チェック
- ☑ 債権回収
- ☑ 労務問題など
- ◆ 企業法務相談料30分5千円 (+ 税)
- ◆ 案件により着手金無料 (応相談)
- 企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyo.com>



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
なやみよまるく
0120-7834-09